

東海市条例第20号

東海市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

東海市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和44年東海市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条を第11条とし、第6条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（期末手当の支給の一時差止め）

第9条 議員が基準日前6箇月以内に刑事事件の被告人として勾留等を受けた場合には、当該基準日に係る期末手当の全部又は一部の支給を一時差し止める。

2 前項の規定により支給を一時差し止める期末手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 第7条第2項の期末手当の額

(2) 基準日前6箇月以内において勾留等を受けた期間の属する月数が5以下となる場合 第7条第2項の期末手当の額に、当該月数を6で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

3 第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による期末手当の全部又は一部の支給を一時差し止める処分について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の規定による勾留等を受けた期間に係る議員報酬の支給を一時差し止める処分」とあるのは「第9条第1項の規定による期末手当の全部又は一部の支給を一時差し止める処分」と、「対象となる議員報酬」とあるのは「対象となる期末手当」と読み替えるものとする。

（期末手当の不支給）

第10条 議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条及び第8条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は、その全部又は一部を支給しない。

(1) 基準日前6箇月以内に刑事事件の被告人として勾留等を受けた場合であって、当該刑事事件に関し有罪の判決が確定したとき

(2) 基準日前6箇月以内に刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合

2 前項の規定により支給しないこととする期末手当の額については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「受けた」とあるのは、「受け、又は刑事施設に収容された」と読み替えるものとする。

3 第5条第3項の規定は、第1項の規定による期末手当の全部又は一部の支給をしないこととする処分について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の規定による同項各号に定める期間に係る議員報酬」とあるのは「第10条第1項の規定による期末手当の全部又は一部」と、「対象となる議員報酬」とあるのは「対象となる期末手当」と、同項ただし書中「前条第3項」とあるのは「第9条第3項において読み替えて準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第5条第1項中「この条において」を削り、同条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(議員報酬の支給の一時差止め)

第4条 議員が刑事事件の被告人として勾留その他の身体を拘束する処分（以下「勾留等」という。）を受けた場合には、当該勾留等を受けた期間に係る議員報酬の支給を一時差し止める。

2 前項に規定する勾留等を受けた期間に係る議員報酬は、当該期間内の各月につき、その月の現日数（議員でない期間のある月にあつては、その月の現日数から当該期間の日数を差し引いた日数）を基礎として日割計算する。

3 第1項の規定による勾留等を受けた期間に係る議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）を受けた者が、既に当該一時差止処分の対象となる議員報酬の支給を受けている場合には、その者は、これを返納しなければならない。

4 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった刑事事件に関し無罪の判決（これと同一の効力を有するものを含む。）が確定した場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

(議員報酬の不支給)

第5条 議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に係る議員報酬は、支給しない。

(1) 刑事事件の被告人として勾留等を受けた場合であつて、当該刑事事件に関し有

罪の判決（これと同一の効力を有するものを含む。以下同じ。）が確定したとき
当該勾留等を受けた期間

(2) 刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合 当該刑事施設に収容された期間

2 前条第2項の規定は、前項に規定する同項各号に定める期間に係る議員報酬について準用する。この場合において、同条第2項中「前項に規定する勾留等を受けた期間」とあるのは、「次条第1項に規定する同項各号に定める期間」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による同項各号に定める期間に係る議員報酬を支給しないこととする処分を受けた者が、既に当該処分の対象となる議員報酬の支給を受けている場合には、その者は、これを返納しなければならない。ただし、前条第3項の規定により既にこれを返納している場合は、この限りでない。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の東海市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に勾留等を受け、又は刑事施設に収容された期間に係る議員報酬について適用する。

3 令和6年6月1日を基準日とする期末手当に関する改正後の条例第9条第1項、同条第2項第2号（改正後の条例第10条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第10条第1項各号の規定の適用については、これらの規定中「6箇月」とあるのは「2箇月」と、改正後の条例第9条第2項第2号中「5」とあるのは「2」とする。